

兵庫県公報

平成27年 1月23日 金曜日 第 2664 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| 告 示 | ページ |
|---|-----|
| ○ 平成9年兵庫県告示第443号（口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定）の一部改正（文書課） | 1 |
| ○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課） | 2 |
| ○ 土地改良区の定款の変更認可（同） | 2 |
| ○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課） | 2 |
| ○ 同上（同） | 2 |
| ○ 公共測量が終了した旨の通知（同） | 3 |
| ○ 道路の位置指定（建築指導課） | 3 |
| 公 告 | |
| ○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課） | 3 |
| ○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課） | 4 |
| 選挙管理委員会告示 | |
| ○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正 | 5 |
| ○ 平成26年兵庫県選挙管理委員会告示第66号の訂正 | 6 |
| 労働委員会公告 | |
| ○ 審査の期間の目標及び審査の実施状況 | 6 |
| 警察本部公告 | |
| ○ 入札公告（姫路警察署） | 8 |

告 示

兵庫県告示第41号

平成9年兵庫県告示第443号（口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年 1月23日

兵庫県知事 井戸敏三

表中

「

| | | | |
|-----------|------|-------------|-------|
| 歯科技工士国家試験 | 総合得点 | 合格発表の日から1月間 | 医務課 |
| クリーニング師試験 | 同上 | 同上 | 生活衛生課 |
| 毒物劇物取扱者試験 | 同上 | 同上 | 薬務課 |

」

を

「

| | | | |
|-----------|-------------|-------------|-------|
| クリーニング師試験 | 総合得点 | 合格発表の日から1月間 | 生活衛生課 |
| 毒物劇物取扱者試験 | 科目別得点及び総合得点 | 同上 | 薬務課 |

」

に、
「

| | | | |
|-------------|-------------|-----|-------|
| 砂利採取業務主任者試験 | 科目別得点及び総合得点 | 同 上 | 工業振興課 |
|-------------|-------------|-----|-------|

を
「

| | | | |
|-------------|-----|-----|-------|
| 砂利採取業務主任者試験 | 同 上 | 同 上 | 工業振興課 |
|-------------|-----|-----|-------|

に改める。

~~~~~

**兵庫県告示第42号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成27年 1月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**大庭土地改良区**

退任役員

役員の区分  
理 事

氏 名  
井 上 恭 一

住 所  
美方郡新温泉町戸田429番地

~~~~~

兵庫県告示第43号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

平成27年 1月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 土地改良区の名称 | 認可年月日 |
|----------|-------------|
| 今田町土地改良区 | 平成26年12月25日 |

~~~~~

**兵庫県告示第44号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、近畿地方整備局姫路河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年 1月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（航空写真撮影）
- 2 作業期間  
平成27年 1月20日から同年 3月25日まで
- 3 作業地域  
加古川管内

~~~~~

兵庫県告示第45号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神戸市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年 1月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（道路平面図データ作成）
- 2 作業期間
平成27年 1月15日から同年 3月25日まで
- 3 作業地域
神戸市北区、須磨区、垂水区及び西区



兵庫県告示第46号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成27年 1月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点計画図）
- 2 作業期間
平成26年11月10日から同年12月16日まで
- 3 作業地域
尼崎市長洲中通1丁目ほか



兵庫県告示第47号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成27年 1月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指 定 番 号 | 指定年月日 (平成年月日) | 位 置 | 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|-------------------|------------------|-------------|---------------|---------------|
| 第H26但馬位置 0003号 | 27. 1. 7 | 豊岡市若松町72番 4 | 5.00 | 27.90 |

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成27年 1月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 相生ショッピングタウン
所在地 相生市那波南本町 8番 8号ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 住所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目 3番52号 加 栗 章 男
ダイキ株式会社 愛媛県松山市美沢一丁目 9番 1号 小 島 正 之

| | | |
|------------|----------------|-------|
| ゴダイ株式会社 | 姫路市駅前町268番地 | 浦上 晃之 |
| 日本地所倉庫株式会社 | 岡山市北区野田二丁目4番1号 | 藤沢 純造 |

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|----------------|------------------|--------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 姫路市三左衛門堀東の町121番地 | 岩本 隆雄 |
| ダイキ株式会社 | 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号 | 佐藤 一郎 |
| ゴダイ株式会社 | 姫路市駅前町268番地 | 浦上 晃之 |
| 日本地所倉庫株式会社 | 岡山市北区野田二丁目4番1号 | 藤沢 純造 |

イ 変更後

| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|----------------|------------------|--------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 加栗 章男 |
| ダイキ株式会社 | 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号 | 小島 正之 |
| ゴダイ株式会社 | 姫路市駅前町268番地 | 浦上 晃之 |
| 日本地所倉庫株式会社 | 岡山市北区野田二丁目4番1号 | 藤沢 純造 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|----------------|------------------|--------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 姫路市三左衛門堀東の町121番地 | 岩本 隆雄 |
| ダイキ株式会社 | 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号 | 佐藤 一郎 |
| ゴダイ株式会社 | 姫路市駅前町268番地 | 浦上 晃之 |

外2者

イ 変更後

| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|----------------|------------------|--------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 加栗 章男 |
| ダイキ株式会社 | 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号 | 小島 正之 |
| ゴダイ株式会社 | 姫路市駅前町268番地 | 浦上 晃之 |

外2者

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成26年5月26日ほか

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成26年5月26日ほか

5 届出年月日

平成26年11月18日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成27年1月23日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成27年5月25日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年 1月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
赤穂市城西町91番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
赤穂市城西町21番地  
ランド・ワークス 釣 昭彦
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成26年 8月 5日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1－17号（26赤穂）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第11号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設の指定及び指定した施設の指定の取消しをしたので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年 1月23日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武 田 丈 蔵

2 老人ホームの表赤穂市の項中

「

|     |                            |              |
|-----|----------------------------|--------------|
| 赤穂市 | 赤穂市立養護老人ホーム つつじ荘           | 赤穂市山手町10－1   |
|     | 社会福祉法人 桜谷福祉会 特別養護老人ホーム 桜谷荘 | 同 市塩屋3450－38 |

」

を

「

|     |                            |              |
|-----|----------------------------|--------------|
| 赤穂市 | 社会福祉法人 桜谷福祉会 特別養護老人ホーム 桜谷荘 | 赤穂市塩屋3450－38 |
|-----|----------------------------|--------------|

」

に、

「

|  |     |            |
|--|-----|------------|
|  | 権の家 | 同 市浜市556－1 |
|--|-----|------------|

」

を

「

|  |                           |               |
|--|---------------------------|---------------|
|  | 権の家                       | 同 市浜市556－1    |
|  | 社会福祉法人 なごみ 養護老人ホーム 瀬戸内ホーム | 同 市尾崎2470－469 |

」

に改める。



**兵庫県選挙管理委員会告示第12号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により提出された平成26年4月27日執行の兵庫県議会議員たつの市及び揖保郡選挙区補欠選挙に係る選挙運動に関する収支報告書に関し、候補者松井重樹の出納責任者から訂正の報告があったので、平成26年兵庫県選挙管理委員会告示第66号中、報告書の要旨の一部を次のとおり訂正する。

平成27年 1月23日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵

報告書の要旨の松井重樹の欄中

|         |      |           |   |
|---------|------|-----------|---|
| 「 主たる寄附 |      | 270,000 円 |   |
| (氏名団体名) | (職業) | (寄附額)     |   |
| 東 義 人   | 無職   | 30,000 円  |   |
| 後 田 和 之 | 無職   | 60,000 円  |   |
| 新 谷 邦 子 | 無職   | 80,000 円  | を |
| 出 田 順 子 | 無職   | 90,000 円  |   |
| 河 田 美智子 | 無職   | 10,000 円  |   |

その他の寄附 0 円

その他の収入 800,000 円 」

|         |      |           |       |
|---------|------|-----------|-------|
| 「 主たる寄附 |      | 770,000 円 |       |
| (氏名団体名) | (職業) | (寄附額)     |       |
| 東 義 人   | 無職   | 30,000 円  |       |
| 後 田 和 之 | 無職   | 60,000 円  |       |
| 新 谷 邦 子 | 無職   | 80,000 円  |       |
| 出 田 順 子 | 無職   | 90,000 円  | に改める。 |
| 河 田 美智子 | 無職   | 10,000 円  |       |
| 井 本 裕 順 | 会社役員 | 500,000 円 |       |

その他の寄附 0 円

その他の収入 300,000 円 」

**労 働 委 員 会 公 告**

**審査の期間の目標及び審査の実施状況**

労働組合法（昭和24年法律第174号）第27条の18並びに審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則（平成17年兵庫県労働委員会規則第4号）第4条第1項及び第2項の規定により、平成27年における審査の期間の目標及び平成26年における審査の実施状況を次のとおり公表する。

平成27年 1月23日

兵庫県労働委員会

会長 滝 澤 功 治

1 平成27年における審査の期間の目標

当委員会は、平成27年における不当労働行為事件の審査の期間の目標を次のとおり定める。

- (1) 単純な団体交渉拒否事件 6月
- (2) 標準的な事件 1年3月
- (3) 特に複雑な事件 事件ごとに作成する審査計画に定める期間

(注) 単純な団体交渉拒否事件とは、団体交渉拒否のみが争点となっているものをいい、特に複雑な事件とは、主張の内容等が複雑なものをいう。

2 平成26年における審査の実施状況

- (1) 取扱事件数

| 区 分         | 取扱件数 | 終結事件 | 翌年への繰越し |
|-------------|------|------|---------|
| 単純な団体交渉拒否事件 | 3件   | 1件   | 2件      |
| 標準的な事件      | 20件  | 12件  | 8件      |
| 特に複雑な事件     | 0件   | 0件   | 0件      |
| 計           | 23件  | 13件  | 10件     |

## (2) 審査期間の状況（平成26年中に終結した事件）

## ア 単純な団体交渉拒否事件

| 終結区分        | 係 属 日 数 |     |              |
|-------------|---------|-----|--------------|
|             | 最 長     | 最 短 | 平 均          |
| 命 令 ・ 決 定   | —       | —   | —            |
| 和 解 ・ 取 下 げ | 98日     | 98日 | 98日          |
| 総 平 均       | —       | —   | 98日<br>(約3月) |

## イ 標準的な事件

| 終結区分        | 係 属 日 数 |      |               |
|-------------|---------|------|---------------|
|             | 最 長     | 最 短  | 平 均           |
| 命 令 ・ 決 定   | 997日    | 267日 | 504日          |
| 和 解 ・ 取 下 げ | 702日    | 58日  | 293日          |
| 総 平 均       | —       | —    | 363日<br>(約1年) |

## (3) 個別事件の審査の実施状況（平成26年中に終結した事件）

| 事件番号              | 終結区分       | 係属<br>日数 | 調査<br>回数 | 審問<br>回数 | 和解<br>回数 | 尋 問<br>証人数  | 備 考  |
|-------------------|------------|----------|----------|----------|----------|-------------|------|
| 平成24年<br>(不)第1号事件 | 命令(棄却)     | 997日     | 15回      | 6回       | 0回       | 5人<br>(10人) | 標 準  |
| 平成24年<br>(不)第4号事件 | 取下げ(関与和解)  | 702日     | 17回      | 0回       | 0回       | 0人<br>(0人)  | 標 準  |
| 平成24年<br>(不)第7号事件 | 取下げ(無関与和解) | 647日     | 10回      | 2回       | 2回       | 4人<br>(4人)  | 標 準  |
| 平成25年<br>(不)第5号事件 | 命令(全部救済)   | 402日     | 5回       | 3回       | 0回       | 2人<br>(4人)  | 標 準  |
| 平成25年<br>(不)第6号事件 | 取下げ(関与和解)  | 98日      | 4回       | 0回       | 0回       | 0人<br>(0人)  | 団交拒否 |
| 平成25年<br>(不)第7号事件 | 命令(棄却)     | 267日     | 4回       | 0回       | 0回       | 0人<br>(0人)  | 標 準  |

|                    |            |      |    |    |    |            |     |
|--------------------|------------|------|----|----|----|------------|-----|
| 平成25年<br>(不)第9号事件  | 命令(棄却)     | 349日 | 4回 | 2回 | 0回 | 2人<br>(2人) | 標 準 |
| 平成25年<br>(不)第10号事件 | 取下げ(関与和解)  | 162日 | 4回 | 0回 | 0回 | 0人<br>(0人) | 標 準 |
| 平成26年<br>(不)第1号事件  | 取下げ(関与和解)  | 132日 | 3回 | 0回 | 1回 | 0人<br>(0人) | 標 準 |
| 平成26年<br>(不)第2号事件  | 取下げ(無関与和解) | 324日 | 8回 | 0回 | 0回 | 0人<br>(0人) | 標 準 |
| 平成26年<br>(不)第3号事件  | 取下げ(関与和解)  | 226日 | 4回 | 0回 | 2回 | 0人<br>(0人) | 標 準 |
| 平成26年<br>(不)第4号事件  | 取下げ(関与和解)  | 92日  | 3回 | 0回 | 1回 | 0人<br>(0人) | 標 準 |
| 平成26年<br>(不)第6号事件  | 取下げ(関与和解)  | 58日  | 2回 | 0回 | 1回 | 0人<br>(0人) | 標 準 |

(注1) 「尋問証人数」欄の( )内は、延べ人数である。

(注2) 「備考」欄の「団交拒否」とは団体交渉拒否のみが争点となっている事件を、「標準」とは標準的な事件をいう。

## 警 察 本 部 公 告

### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成27年 1月23日

契約担当者

兵庫県姫路警察署長 出 口 弘 也

#### 1 調達内容

##### (1) 購入物品及び数量

平成27年度兵庫県姫路警察署車両用燃料の単価契約

ア レギュラーガソリン 予定数量 121,000リットル

イ ハイオクガソリン 予定数量 57,000リットル

ウ 軽油 予定数量 8,000リットル

##### (2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

##### (3) 納入期間

平成27年4月1日(水)から平成28年3月31日(木)まで

##### (4) 納入場所

落札者が提供できる姫路市内に存する給油所のうち契約担当者が指定する給油所

##### (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、下記アに示す金額の合計をもって落札価格とするので、イに示す合計金額を入札書に記載すること。

ア レギュラーガソリン及びハイオクガソリンについては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を加算した金額と、軽油については、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税額分を減じた額の100分の8に相当する額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものと



する。)を加算した金額の合計。

イ レギュラーガソリン及びハイオクガソリンについては見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額と、軽油については見積もった契約希望金額から軽油引取税額を減じた額の108分の100に相当する金額に軽油引取税額を加算した金額の合計。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 3 入札の参加申込及び入札の方法等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒670-0943 姫路市市之郷926番地5  
兵庫県姫路警察署会計課 担当 渡辺  
電話 (079) 222-0110 内線234

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成27年1月23日（金）から同年2月6日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前10時から午後5時まで

- (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成27年3月11日（水）午後2時00分  
姫路市市之郷926番地5 兵庫県姫路警察署 5階会議室

- (4) 入札書の提出期限  
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成27年3月10日（火）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金  
契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成27年3月9日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、契約担当者が指定する地域で給油所が確保でき、かつ姫路市内中心部に最低1箇所の休日営業が確保できる等を確認するために「給油所保有（設置）一覧表」を提出すること。

イ ガソリン供給能力の確保のために石油元請会社の「特約店証明書」等を提出すること。

ウ 納入しようとするガソリン等の品質を証明するために「品質証明書」を提出すること。

エ 上記アからウまでの証明書等は平成27年2月6日（金）までに提出すること。

オ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アからウまでの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、前記3(3)の日時及び場所に直接持参すること。ただし、郵送等による入札の場合は、平成27年3月10日（火）午後5時までに、上記3(1)の場所に必着のこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成27年4月1日（水））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(8) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

コ 入札の対象となる調達に係る予算が議決されその予算の執行が可能であること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書の作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the bid announcement

(1) Person in charge:

Hiroya Deguchi, Chief of Himeji Police Station

(2) Products to be purchased:

- |                         |         |                |
|-------------------------|---------|----------------|
| a. Regular gasoline     | Approx. | 121,000 liters |
| b. High-octane gasoline | Approx. | 57,000 liters  |
| c. Light oil            | Approx. | 8,000 liters   |

(3) Delivery period:

From April 1, 2015 to March 31, 2016

(4) Delivery places:

The designated place by chief of Himeji Police Station

(5) Deadline for the application forms:

17:00 February 6, 2015

(6) Deadline for bidding:

17:00 March 10, 2015 by mail

14:00 March 11, 2015 by direct delivery

(7) Secretariat:

Mr. Watanabe, Finance Section, Himeji Police Station  
926-5, Ichinogou, Himeji, Hyogo 670-0943  
TEL (079)222-0110 Ext. 234